

【図表資-5-251】奄美保健医療圏 救急医療の医療連携体制図



[大島支庁作成]

【図表資-5-252】奄美保健医療圏 救急医療の医療連携体制表

	救護	初期救急医療	入院救急医療 (第二次救急医療)	救命医療 (第三次救急医療)	救命後の医療
目標等	<ul style="list-style-type: none"> ・周囲の者による救急要請・救急蘇生法の実施 ・メディカルコントロール体制による救急救命士の適切な活動 ・救急医療の理解を深めるための地域住民への啓発 ・適切な医療機関への直接搬送 	<ul style="list-style-type: none"> ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日の救急搬送受入 ・患者の状態に応じた適切な救急医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅療養希望者への退院支援 ・合併症、後遺症のある患者に対する慢性期の医療の提供
求められる機能	<ul style="list-style-type: none"> 【住民等】 ・救急要請・救急蘇生法の実施 ・かかりつけ医の活用【消防本部・救急救命士等】 ・実施基準に基づく適切な搬送及び医療機関の選定 ・精神科救急医療体制との連携 ・救急蘇生法等に関する講習会の実施 ・救急業務高度化協議会等のプロトコルに則した判断・処置【救急業務高度化協議会】 ・救急活動プロトコルの策定・検証・改訂 	<ul style="list-style-type: none"> ・救急患者に対する外来診療 ・救急要請・救急蘇生法の実施 ・近隣医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・対応可能時間等の周知 ・在宅当番医制への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・知識・経験を有する医師・看護師の常駐 ・その他医療関係職種との補助 ・必要な施設・設備の充実 ・早期のリハビリテーションの実施 ・初期救急医療機関や精神科救急医療体制等との連携 ・医療従事者に対する必要な研修の実施 ・多業種の業務分担 ・救急医療を要する患者のための専用病床又は当該患者のために優先的に使用される病床の保有 ・救急隊による患者の搬送に容易な場所に所在し、かつ、患者の搬入に適した構造設備の保有 	<ul style="list-style-type: none"> ・重篤な救急患者の常時受入 ・高度な治療に必要な施設及び設備の充実 ・知識・経験を有する医師(救急科専門医等)・看護師の常駐 ・急性期のリハビリテーションの実施 ・メディカルコントロール体制の充実 ・地域の救命救急医療の充実強化への協力 ・多業種の業務分担 	<ul style="list-style-type: none"> ・気管切開等のある患者の受入体制 ・遷延性意識障害等の後遺症を持つ患者の受入体制 ・精神疾患と身体疾患を合併する患者の受入体制 ・居宅介護サービスの調整
連携等	<ul style="list-style-type: none"> ・レスポンス・タイムの確認 ・搬送先医療機関の選定、搬送手段の選定、患者の速やかな搬送(診療機能の事前周知、患者の搬送・受入れの実施基準活用) 	<ul style="list-style-type: none"> ・受け入れに必要な情報、受け入れ可能な時間帯、搬送方法等の事前共有 ・医療機関所有の搬送用車両を活用した転院搬送 			
			<ul style="list-style-type: none"> ・実施基準に基づく適切な患者の搬送及び医療機関の選定・受入れ、治療開始までの時間短縮 ・退院困難者の受入医療機関との連携 		

[大島支庁作成]